

平成31年度

茨木市三島中学校 部活動に係る活動方針

本校の部活動は、平成31年1月に策定された「茨木市運動部活動の在り方に関する方針」に則り、望ましい部活動のあるべき姿を明確にし、生徒や教員にとって魅力のある部活動となるための指針となるべくこの活動方針を定め、この活動方針のもとに運営されるものとする。

1. 部活動の目的

部活動は、中学校の三年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。したがって、大会やコンクールの結果のみを目標とするのではなく、日々の練習における目標に向けた取り組みにより、一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができることを目的とする。

＜基本的な約束ごと＞

- ① 学校での生活や学習を第一に考え、大切にす。
- ② 顧問の指示に従うとともに、自らその活動の研究をする。
- ③ 部員全員で協力して活動を盛り上げていく。
- ④ 部活動を通して希望に満ちた中学校生活を送る。

2. 部活動の運営

- ・年間の活動計画並びに毎月の活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも提示し理解と協力を求める。
- ・部活動顧問は複数で担当し、過度の負担が生じないようにする。

3. 活動時間及び休養日の設定

(生徒の健全な成長の確保)

- ・学期中は、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜及び日曜日等は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を振り替え、年間で104日以上設定する。)
- ・大会等への参加は年間80日程度を上限とする。
- ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。また、夏季休業・冬季休業中は生徒が十分な休養をとることができ、家族や地域で過ごす機会が持てるように1週間程度の休養期間を設ける。
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とする。ただし、試合やコンクール等の場合は、生徒や教員の過度の負担にならないよう十分に配慮した上で、それ以上の活動時間を認めることとする。

(教員の多忙化解消・負担軽減)

- ・全教員が休日(土曜・日曜・祝祭日)に部活動を指導しない休養日を年間52日以上とる。

4. 部活動の指導

- ・体罰は、いかなる理由があっても、決して許されるものではない。
また、威圧的な言動等による指導によって、生徒の自発性を損なうことがないように考慮して指導に当たる。
- ・適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。

5. 本年度の部活動について

○本年度設置する部活動

運動部	野球部、サッカー部、陸上部、硬式テニス部、バレーボール部、卓球部、バドミントン部
文化部	吹奏楽部、美術部、合唱部、科学部、ビリーブ(併部可)

○部活動の規則

①平日の部活動生徒門限時刻

期間(月)	門限時刻
3・4・5・6・7・8・9	18:00
10・2	17:45
11・12・1	17:15

- ・朝の練習は7時15分以降から8時15分までとする。(7時以前の登校禁止。)顧問が付き添うことを原則とする。
 - ・公式戦前10日間は顧問の申し出により門限を30分間延長することができる。
- ###### ②更衣場所について
- ・部室や更衣場所の整理整頓を心掛ける。部室には原則として私物は置かない。
 - ・活動終了後の施錠を忘れずに行う。
- ###### ③服装などについて
- ・練習時は基本的に学校指定の体操服や制服で行う。
 - ・各部活動で購入したTシャツやトレーナー等は部活動以外での着用は禁止。
 - ・廊下や階段でのトレーニング時は下履きや体育館シューズの使用は禁止。
- ###### ④その他
- ・仮入部期間および本入部申し込み期間は毎年別途通知する。
 - ・本入部に際しては保護者の許可(押印)を必要とする。
 - ・自転車の使用については顧問の指示に従い、安全には十分気をつける。
 - ・午前中授業時の昼食は外出しない。(朝から準備しておく。)
 - ・土などで廊下が汚れた場合は使用した部活動で掃除を行う。

6. その他

この活動方針は毎年度見直しを行う。